

資料 3

平成 22 年度高齢者虐待防止対策関係事業予算及び取り組み内容について

1. 事業目標

各区健康福祉課を中心として地域包括支援センター、地域保健福祉センター（または健康福祉課地域保健福祉担当）等の相談体制の充実と地域の関係者の理解を深めていくことで、虐待の防止と養護者への支援をすすめる。

2. 予算内訳 5,387 千円

○連絡協議会 180 千円

継続して開催し、関係者との連携・協力体制を検討しその構築に資する。

○相談員専任職員（社会福祉士）配置 1 名 2,377 千円

専門的視点での相談助言と事例からの課題整理をすすめる。

○緊急保護施設 1 床 1,080 千円

高齢者虐待防止のための緊急一時保護施設を確保する。

○老人福祉法によるやむを得ない事由による措置費 906 千円

特養・ショートステイ・グループホームへの措置

○パンフレット・マニュアル作成等 250 千円

・一般市民への啓発活動をすすめる。

○虐待対応のための体制整備・ネットワーク構築への取組推進

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フロー チャート検討継続。
- ・各地域包括支援センターによるケア会議・各区による高齢者ケア会議
- ・認知症サポーター養成講座の開催継続
- ・高齢者虐待対応専門職チームの活用

○虐待を発生させないための関係職員の研修の充実 594 千円

高齢者虐待防止及び支援の中心となる関係職員に対して研修を実施し、虐待対応にあたるうえでの専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図る。

対象：区健康福祉課担当者、地域包括支援センター、地域保健福祉センター職員

内容：（1）研修会の開催

高齢者虐待事例への関わり方・関係づくりの方法に焦点を当て、家族支援に即した実践方法を学ぶ。

（2）事例検討会の実施

事例紹介を通じて、各区における事例への支援内容や支援体制の情報交換。事例検討会のスーパーバイザーを講師として依頼する。